

ブラックロックを名乗る勧誘に関するご注意

ブラックロックの名を名乗り、訪問、電話、ダイレクトメールなどにより、有価証券（株式、社債など）の購入や、その後の買い取り、あるいは、新興国の外国通貨の取引などの悪質な勧誘行為があるとのお問い合わせが寄せられています。最近寄せられた手口の例は以下のとおりです。

弊社では、個別の株式や債券などの売買、外国通貨の取引などに関する投資勧誘は一切行っておりません。少しでも不審と思われる勧誘には十分ご注意ください。お知らせ申し上げます。また、関係省庁、規制機関のウェブサイトにて注意情報が発表されていますので、併せてご参考ください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

<外国通貨の悪質勧誘の手口のご紹介>

- ・ 個人宛に外国通貨の購入に関するパンフレットが郵送される。

(パンフレットの概要)

ブラックロック・ジャパン株式会社の名称・住所等を装っている。

ウズベキスタン通貨（スム）の投資魅力を紹介（1枚当たり10万円の取引）。

パンフレットが届いた方は特別価格、特別保証での取引となる旨を記載。

口頭契約の同意書と購入申込書が同封。

- ・ パンフレットに記載の番号（フリーダイヤル）に電話すると不通となるが、後日、ブラックロックの名を名乗るものから電話がかかってきて、取引を希望される場合の代金の送付方法を指示される。

<ご参考>

[金融庁「詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！」](#)

[投資信託協会「未公開株式等に関するご注意」](#)

[日本証券業協会「株や社債をかたった投資詐欺にご注意ください！」](#)

[国民生活センター「換金性の乏しい外国通貨の取引にご注意！」](#)

[消費者庁「未公開株など新たな手口による詐欺的商法にご注意！」](#)

※上記のリンクをクリックしますとブラックロック・ジャパン株式会社のウェブサイトから移動いたします。接続先のサイトは、弊社が管理・運営しているものではありません。

以上